



○公 告

次のとおり落札者を決定した。

平成14年10月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
一般事務用パーソナルコンピュータ2,312台及び周辺機器一式の賃借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県企画局情報政策課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日  
平成14年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 富士通リース株式会社
  - (2) 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
- 5 落札金額  
1月分賃借額 5,104,609円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成14年7月4日

情報政策課

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年10月3日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成14年9月25日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ITサポートヒューマン

## 3 代表者の氏名

座 間 喜 康

## 4 主たる事務所の所在地

松本市大字島立479番地3

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、パソコンの操作方法の習得および、インターネット活用技術の習得に関する事業を行い、情報化社会の中で地域住民が平等にITを活用し、その恩恵を受けることのできる有益な環境作りに寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年10月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久ショッピングセンター

佐久市岩村田字水引1420-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン(株)

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン(株)	開店時刻 午前10時 (年間120日 午前9時) 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前10時 (年間120日 午前9時) 閉店時刻 午後11時
(有)花よし (株)コモコフード アポロフードサービス(株) ジャスフォート(株) 磯田園製茶(株) (有)和泉屋菓子店 ユニット(株) (株)ファイブフォックス (株)ダイドーリミテッド (株)クリエィティブヨーコ (株)やなぎだ (株)織部 (株)パレモ (株)モリタ (株)マツヤ (株)ジェイティービートラベランド エステール(株) (株)イーグルドラッグストア (株)タツミヤ (株)モリエ イオンクレジットサービス(株) (株)キング (株)ソーサス (株)マルデン (株)リテイルネットワークス (株)ブルーグラス (株)萩原商店 日本マクドナルド(株) (株)ユニ・ピーアール 島村楽器(株) (株)大創産業	開店時刻 午前10時 (年間120日 午前9時) 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前10時 (年間120日 午前9時) 閉店時刻 午後10時

(株)ブックバーン  
 (株)ライトオン  
 (有)ジョリイ  
 (株)マルタ  
 (有)まつばや  
 中村漆器産業(株)  
 (株)大谷  
 (株)さが美  
 (株)板垣

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後9時30分まで 〔年間120日 午前8時30分から午後9時30分まで〕	午前9時30分から午後11時30分まで 〔年間120日 午前8時30分から午後11時30分まで〕

## 4 変更する年月日

平成14年8月21日

## 5 届出年月日

平成14年8月16日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年10月3日から平成15年2月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）  
 様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年10月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルヤ上田原店  
上田市大字上田原字地久449-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
㈱ツルヤ  
小諸市大字和田483-8

- 3 変更しようとする事項  
駐車場の収容台数

変 更 前	変 更 後
308台	282台

- 4 変更する年月日  
平成15年5月1日
- 5 届出年月日  
平成14年8月21日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成14年10月3日から平成15年2月3日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年10月3日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルランド塩田店

上田市大字本郷字吉原759-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)アップルランド

松本市大字今井7155-28

## 3 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)アップルランド 新保靖彦 宮島きよみ	開店時刻 午前9時30分 (年間100日 午前9時) 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前9時30分 (年間100日 午前9時) 閉店時刻 午後9時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前6時から午後8時30分まで	午前6時から午後9時30分まで

## 4 変更する年月日

平成14年9月10日

- 5 届出年月日  
平成14年8月28日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成14年10月3日から平成15年2月3日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)  
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産 業 振 興 課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年10月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大町南ショッピングセンター  
大町市大字大町字糸芝2978-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)カネマン大黒園商店  
大町市大字大町3829  
イオン(株)  
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン(株) (株)板垣 (株)タカラブネ (株)マルタ ジャスフオート(株)	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 (年間180日 午後10時)	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後9時30分まで 〔年間180日 午前9時30分から午後10時30分まで〕	午前8時30分から午後11時30分まで

## 4 変更する年月日

平成14年8月17日

## 5 届出年月日

平成14年8月12日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

## 7 縦覧の期間

平成14年10月3日から平成15年2月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）  
様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

産業振興課



## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年10月3日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松川ショッピングセンター

北安曇郡松川村5744-4ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

松川ショッピングセンター協同組合

北安曇郡松川村5744-4

## 3 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)アップルランド (株)まるなお (有)イチモト (有)リカーショップミヤ (有)沢屋精肉店 ナシダ薬局 おしゃれせんたー喜多武 糸でんわ	開店時刻 午前10時 (年間100日 午前9時) 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前10時 (年間100日 午前9時) 閉店時刻 午後9時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前6時から午後8時30分まで	午前6時から午後9時30分まで

## 4 変更する年月日

平成14年9月12日

## 5 届出年月日

平成14年8月23日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

## 7 縦覧の期間

平成14年10月3日から平成15年2月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）  
様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年10月3日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルランド安茂里店

長野市安茂里上河原3582ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)アップルランド

松本市大字今井7155-28

## 3 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)アップルランド (株)丸増ストア 畔上節子 (有)ヌボー生花店 (有)宮原書店 (株)フツツ コニカカラーイメージング(株)	開店時刻 午前10時 (年間100日 午前9時) 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前10時 (年間100日 午前9時) 閉店時刻 午後10時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前6時から午後9時30分まで	午前6時から午後10時30分まで

## 4 変更する年月日

平成14年9月1日

## 5 届出年月日

平成14年8月20日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年10月3日から平成15年2月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）  
様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

清野土地改良区の土地改良事業（清野地区）の工事について、次のように完了の届出があった。

平成14年10月3日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成13年8月13日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
清野土地改良区
- 4 事務所の所在地  
長野市松代町松代1360番地
- 5 工事着手年月日  
平成13年12月21日
- 6 工事完了年月日  
平成14年3月26日

土地改良課

## ○公 告

次のとおり落札者を決定した。

平成14年10月3日

長野県農業総合試験場長 板 倉 充 明

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
原種調製機械 一式
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県農業総合試験場
  - (2) 所在地 須坂市大字小河原492

## 3 落札者を決定した日

平成14年9月3日

## 4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 長野キセキ株式会社

(2) 所在地 長野市川中島町御厨字八乙女1536-6

## 5 落札金額

32,287,500円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告を行った日

平成14年8月8日

農業技術課

## ○公 告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成14年10月3日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北信幸業	長野市大字穂保579番地6	平成14年9月26日
株式会社堀内商事	長野市篠ノ井布施高田803番地	平成14年9月26日
有限会社幸陽設備工業	長野市大字穂保884番地	平成14年9月26日
有限会社トクナガ設備	長野市大字富竹字山道西747番地2	平成14年9月26日
有限会社有起	埴科郡戸倉町大字上徳間184番地1	平成14年9月26日
株式会社長野環境設備工業	長野市篠ノ井塩崎2407番地	平成14年9月26日
株式会社鹿熊組	長野市大字鶴賀緑町1631番地3号	平成14年9月26日
小山産業株式会社	長野市大字村山12番地1	平成14年9月26日

水 道 課

## ○公 告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出があった。

平成14年10月3日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社山下設備	埴科郡戸倉町大字磯部889番地4	平成14年9月2日
幸陽設備	長野市大字穂保884番地	平成14年9月26日

水 道 課

## ○公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成14年10月3日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲  
別表のとおりとする。
- 2 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時 間

## 3 受講手続

## (1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分

身、無背景のライカ判のもの) 2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	11月6日(水)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	北 信
	11月13日(水)		望月会場	東 信
	11月20日(水)		飯田会場	南 信
	11月27日(水)		更埴会場	北 信

生活保安課

正 誤

平成14年9月24日付け長野県公告「国土調査法に基づく地籍調査の成果の認証」中

ページ	行(箇所)	誤	正
1322	表中	大字西春近の一部	西春近の一部
1322	表中	大字平岡の一部	平岡の一部